

議 事 録 抄 本

令 和 4 年 1 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和4年1月農業委員会議事録抄本

日時：1月20日(木) 15:00～15:55

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・なし

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡繁克
3番 宮川 積	11番 吉高 平記

【署名人】

6番 三木 勝博	8番 牛尾 敏博
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会1月定例会を開催します。

本日の欠席委員はありません。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

6番 三木 勝博	8番 牛尾 敏博
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第53号から議案60号の8議案、報告事項5件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 2件

議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第55号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理) 2件

議案第56号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 2件

議案第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理) 1件

議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

(委員会受理) 1件

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

(委員会決定) 21件

議案第60号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について	1件
報告第1号 許可の取り消しについて	1件
報告第2号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について	1件
報告第3号 農地使用貸借の合意解約通知について	2件
報告第4号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	13件
報告第5号 会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について	1件

(事務局担当) 令和4年1月議案説明

議案の修正をお願いします。2カ所あります。議案14ページ8番 [] を [] へ、議案15ページ5番365㎡を365㎡のうち172㎡へ修正してください。

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

24番：資料19ページをご覧ください。申請地は庄公民館の西側約60mのところの位置しています。資料20ページの地籍図、資料48ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。所有者の岡本さんは県外在住であり、知り合いの尾内さんと話が纏まりました。

尾内さんは家族で農業をされており、農作業の機械も所有しています。96,957㎡を世帯で耕作しており、下限面積も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

25番：資料21ページをご覧ください。申請地は福崎西中学校の北西へ約80mのところの位置しています。資料22ページの地籍図、資料48ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権の移転です。所有者の〇〇さんが町外在住であり、農地を手放したいと考えていたところ、〇〇さんと話が纏まりました。

請け人の〇〇さんは認定農業者であり、町内で16,315㎡耕作しています。トラクター・コンバイン等農作業の機械を所有しており、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事許可)

4番：資料23ページをご覧ください。申請地は神戸医療福祉大学から北へ約800mの

所にあります。資料 24 ページの地籍図と資料 25 ページの配置図、資料 48 ページの現地写真を合わせてご覧ください。

この申請は、営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用の更新です。現在の許可は令和 4 年 2 月 14 日までとなっており、継続して営農型太陽光発電設備の転用を行うため今回の申請が出てきています。

営農型発電設備の支柱に係る一時転用許可の要件である、①下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱が立っていること、②簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、面積が必要最小限で適切であること、③下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められること、④パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、⑤営農型発電設備の周辺農地に及ぼす影響も少ないこと、が適切であると確認ができるため、農地法第 4 条の申請の許可の追認はやむを得ないと考えます。

議案第 55 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理)

6 番：資料 26 ページをご覧ください。届出地は、辻川西の交差点より南東約 80m に位置しています。資料 27 ページに地籍図、資料 28 ページに計画図、資料 48 ページの現況写真を併せてご覧下さい。関連は報告第 1 号 8 番です。平成 19 年 4 月に露天資材置場として届出がされておりましたが、今回の申請に合わせて取消がされました。

この届出は、届出人である〇〇さんが自己所有地に、共同住宅を建設するものです。

届出については、市街化区域であり、内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

7 番：資料 29 ページをご覧ください。届出地は、辻川西の交差点より南西約 80m に位置しています。資料 30 ページに地籍図、資料 31 ページに計画図、資料 49 ページの現況写真を併せてご覧下さい。

この届出は、6 番の申請の隣接地です。届出人である〇〇さんが自己所有地に、露天駐車場を建設するものです。

届出については、市街化区域であり、内容も問題ないことから、農地法第 4 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

15 番：資料 32 ページをご覧ください。申請地は西大貫交差点の東約 130m に位置しています。資料 33 ページの地籍図、資料 34 ページの計画図、資料 49 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。関連は議案第 58 号 4 番です。6 ページをご覧ください。申請地の〇〇は〇〇さんと〇〇さんとで残存小作が設定されていました。今回の申請にあたり解約しています。

この申請は売買によるものです。埴岡さんが家を建てる土地を探しており、河島さんと話が纏まりました。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

16番：資料35ページをご覧ください。申請地は福田大歳神社の西約100mに位置しています。資料36ページの地籍図、資料37ページの計画図、資料49ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は売買によるものです。〇〇さんが家を建てる土地を探していたところ、所有者の〇〇さんと話が纏まりました。

資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

議案第57号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地等の所有権移転届出について
(委員会受理)

13番：資料38ページをご覧ください。届出地は、新町公民館から南東へ約120mのところにあります。資料39ページの地籍図、資料49ページの現況写真をあわせてご覧下さい。

この届出は、売買によるものです。〇〇さんの成年後見人である〇〇さんと〇〇で話が纏まりました。分譲住宅用敷地として造成する計画です。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

議案第56号15番で説明したとおりです。

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
(委員会決定)

本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。

10ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田28,347㎡、畑408㎡、計28,755㎡18件であります。作物については、水稻22,975㎡、麦408㎡、野菜5,372㎡、期間については、3年未満1件2,221㎡、3年から6年未満が2件2,374㎡、6年から10年未満が23件24,160㎡となっています。

12ページをお開きください。農地中間管理機構を通じての貸借です。3件4筆7,633㎡です。長野区で(農)長野営農組合に2件、桜区で桜営農(農)に1件となっております。

議案第 60 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について
(委員会処分)

3 番：資料 40 ページをご覧ください。申請地は町営塚本団地から西へ約 180m のところにあります。資料 41 ページの地籍図、資料 50 ページの写真も合わせてご覧ください。

この申請は、空家バンクに登録された家と農地を取得する場合に限り、取得農地の下限面積を 1 ㎡に設定することが適当である農地かどうかを審議してもらうものです。

空家バンクに登録された建物は、申請地の南側の建物です。受け人の〇〇さんは空家バンクに登録された家と、付随する農地を取得しようとしています。取得後、申請地では、家庭菜園として野菜の作付をすることと、営農計画書を提出いただいています。

今回の下限面積緩和の指定申請をするにあたっては、農地全ての効率的かつ総合的な利用の確保に努めること、投資目的の農地取得を未然に防ぐため、原則 5 年間以上耕作し、農地の耕作状況を毎年、委員会へ報告するという確約書を提出していただいています。

地元区長、農会長、担当農業委員の同意もあり、別段面積設定及び区域指定申請の承認は適当であると考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 許可の取消について

14 ページをお開きください。許可の取消について、2 件願出が提出されたことを報告します。

報告第 2 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

5 番：この届出は、福崎町実施の西谷川浚渫工事に伴う、仮設道路を設置をするものです。資料 42 ページに位置図、43 ページに地籍図、44 ページに計画図を示しています。期間は令和 3 年 12 月 28 日から令和 4 年 2 月 28 日までの予定となっています。

報告第 3 号 農地使用貸借権の合意解約通知について

16 ページをお開きください。使用貸借権の合意解約通知が 2 件出ていますので報告します。

報告第 4 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 8 件、耕作面積証明書を 5 件、発行したことを報告します。

報告第 5 号 会長専決処理規程第 4 条に基づく市街化区域内転用届出処理について

5番：〇〇が倉庫の建築を計画し、開発許可を令和3年12月7日付けで受け、会長専決処理規程に基づき農地法第5条による市街化区域内農地の転用受理を行ったことを報告します。関連は報告事項第1号7番です。令和2年12月21日に露天駐車場として許可していましたが、届出に合わせて取消が出ています。資料45ページに位置図、資料46ページに地籍図、資料47ページに計画配置図をお示ししています。

説明は以上となります。

(議長) 議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 24番：申請地は庄公民館の西側約60mのところに位置しています。現地では、適切に管理されていることを確認しました。資料48ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、申請地は、水稻を行うことに特に問題はないと調査班では判断しました。

25番：申請地は福崎西中学校の北西へ約80mのところに位置しています。現地では、農地を適切に管理されていることを確認しました。資料48ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、申請地は、畑作を行うことに特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 4番：申請地は神戸医療福祉大学から北へ約800mの所にあります。3年ごとの更新で今回7年目になります。現地では柵がうえられていることを確認しました。資料48ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、現在も管理されており、引き続き営農型太陽光発電設備を設置することに特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 54 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1 件について、質疑はありませんか。

(三木委員) 議案書の面積で 1,486 m²のうち 0.6 m²となっているのはどういうことですか。

(事務局) 基本的には農地として使用されておりまして、太陽光パネルの支柱部分だけの転用申請です。

(議 長) 次に、議案第 55 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 2 件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 6番・7番：隣接地です。届出地は、辻川西の交差点より南東約 80m に位置しています。

現地では、今年も水稻が栽培された形跡があり、適切に管理されていることを確認しました。資料 48・49 ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、所有者の〇〇さんが、共同住宅の建築と露天駐車場を造成するための届出です。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 55 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 2 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2 件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 15番：申請地は、西大貫の交差点から東約 130m に位置しています。

現地では、適切に農地が管理がされていることを確認しました。49 ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、〇〇さんが家を建てるために農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。

16番：申請地は、福田大歳神社の西約 100m に位置しています

現地では、適切に農地が管理されていることを確認しました。49 ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、片岡さんが家を建てるために農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第56号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 13番：届出地は、新町公民館から南東へ約120mのところにあります。

現地では、住宅に囲まれた一角で、農地は適切に管理がされていることを確認しました。49ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、(有)タカミが造成し分譲住宅用敷地として農地を転用するものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件について、関係委員がいらっしゃいますので、退席願います。

< 松岡隆子委員、城谷委員、松本委員 退席 >

< 吉高推進委員 15:40 早退 >

(議 長) 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8 : 反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件について、決定することといたします。

< 松岡隆子委員、城谷委員、松本委員 着席 >

(議 長) 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件を除く16件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第60号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 3番：申請地は、町営塚本団地から西へ約180mのところにあります。

現地では、池の横で周辺農地に問題ないことを確認しました。50ページの写真にてご確認ください。事務局説明のとおり、空家バンクに登録された家と農地を取得するため、別段面積の設定を行うものです。現地調査を行ったところ特に問題はないと調査班では判断をいたしました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第60号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 2件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第55号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第55号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第55号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地等の転用届出(委員会受理) 2件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第56号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、討論はありますか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第56号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第56号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 2件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、討論はありますか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11：反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、討論はありますか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第58号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件を除く16件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件を除く16件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定21件のうち、1番、7.8番、18番、503番の5件を除く16件について、決定することといたします。

(議 長) 次に、議案第60号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第60号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成11:反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第60号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認 1件について、承認することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

<15:55終了>

○次回農業委員会開催日・・・2月22日(火曜日) 15:00

署 名 人	三木 勝博
署 名 人	牛尾 敏博